



教えて!

「ひなちゃん」と「マイナちゃん」の 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

このコーナーでは、昨年の3月号より1年間にわたってひなちゃんと一緒にマイナンバー制度について学んできました。最終回となる今月号では、「マイナンバーカードの交付」についてお知らせします。問い合わせ/社会保障・税番号制度導入プロジェクト(内線2297)



Q マイナンバーカードの交付申請をしましたが、交付通知書が届きません。いつ頃届きますか?



A 1月中旬からマイナンバーカードの交付を開始していますが、申込者が多いため、交付通知書(はがき)が届くまでに3か月前後かかっています。カード交付の準備ができ次第、本人宛てにはがきを送付します。なお、マイナンバーカードの交付についての詳細は、広報かがやき平成27年12月号をご覧ください。

■マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号/0120-95-0178(無料)

受付時間/9時30分~22時(土・日・祝日は17時30分まで・年末年始を除く)

※4月1日以降は、平日の9時30分~17時30分(土・日・祝日・年末年始を除く)

■番号制度全般に関する問い合わせ(国のマイナンバーコールセンター)

電話番号/0570-20-0178

受付時間/9時30分~22時(土・日・祝日は17時30分まで)※年末年始を除く

■通知カード・マイナンバーカードに関する問い合わせ(国の個人番号カードコールセンター)

電話番号/0570-783-578

受付時間/8時30分~22時(土・日・祝日は9時30分~17時30分)※年末年始を除く

■市の個人番号カード専用ダイヤル

電話番号/541-2500

受付時間/8時30分~17時15分(土曜日は12時まで)※日・祝日・年末年始を除く



1人に1つ。
マイナンバー

東日本大震災の復興を支援

岩手県大船渡市への職員派遣終了について

東日本大震災の発生から5年が経過しました。市では、被災地において復旧・復興業務に携わる職員が不足していることを受け、大船渡市への職員派遣を平成24年11月から約3年半、3人の職員を派遣しました。

このたび、国が設定した5年間の集中復興期間が今年度で終了すること、また、大船渡市の現状として、被災者の住まいの再建やなりわいの再生に一定のめどがついたことなどから、平成28年3月末をもって職員派遣を終了することとしたものです。

東日本大震災により被災されました皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、大船渡市をはじめとする被災地の日も早い復興を願っています。

問い合わせ/職員課(内線2214)

被災地派遣職員からの声



吉田史章 主事

平成26年10月1日から平成28年3月31日まで、大船渡市の職員として広聴広報業務に従事しています。大船渡市では、防災集団移転や災害公営住宅の整備など、津波で家を失った人の住まいの再建が大きく前進し、なりわいの再生などとあわせて、市の復興計画の約260のプロジェクトのうち7割近くが完了しました。甚大な被害を受けた大船渡駅周辺地区では、被災地域のかさ上げ工事や防潮堤工事のほか、店舗や宿泊施設の建設などが進められており、新しいまちが形成されていく様子が伺えます。一方、復興需要収束後の民間主導型経済への転換、少子高齢化と人口減少の進行による持続可能なまちづくりなど多くの課題があります。

埼玉では、震災の報道が少なくなりましたが、被災地では今も復興に向けての取り組みが続いていることを皆さんに知ってほしいです。



復旧が続く住宅街



三陸の海の幸
大船渡市特産の海産物



1人に1つ。
マイナンバー



マイナンバーカード(個人番号カード)を作らしましょう! マイナンバーカードの申請方法

問い合わせ／市民課住民担当(内線2432)



通知カード

皆さんのマイナンバーをお知らせするカードです(昨年郵送済)。行政機関の窓口等でマイナンバーを求められた際に利用可能です。ただし、本人確認を行うために、運転免許証等の書類提示が必要となります。

個人番号カード交付申請書 兼電子証明書発行申請書

「マイナンバーカード」は、本人確認が1枚で完了する公的身分証明書として使用でき、取得にかかる費用も無料です。将来的にも、さまざまな場面で番号を利用することになります。

「マイナンバーカード」を申請し、交付を受けることをお勧めします。申請方法は以下のとおりです。申請後、交付通知書が届きましたら交付予約をお願いします。



音声コード及び申請書ID控え

視覚障がい者用の音声コードが記載されており、スマートフォンや専用の機器等で読み込むことにより、ご自身のマイナンバーを音声で聞くことができます。また、申請書IDも記載されており、お問い合わせの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

郵便による申請



個人番号カード交付申請書に署名又は記名・押印し、顔写真を貼り付けます。

交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

パソコンによる申請



デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。

交付申請用のWEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

スマートフォンによる申請



スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。

交付申請書のQRコードを読み込み申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。

証明写真機からの申請



タッチパネルから「個人番号カード申請用マイナンバー」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。

画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

市役所新館に証明写真機を設置

市役所新館の正面玄関前に、マイナンバーカード用の写真撮影からオンライン申請までを一括して行うことができる証明写真機を設置しました。マイナンバーカードの申請書さえあれば、証明写真を印刷してそのままオンライン申請ができ、手続きが完了すると交付申請確認証がプリントされます。



新館正面玄関前に設置された証明写真機

